

四 半 期 報 告 書

(第207期第2四半期)

株 式 会 社
山 形 銀 行

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	47
3 【中間財務諸表】	48
4 【その他】	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	59

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月20日

【四半期会計期間】 第207期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 株式会社山形銀行

【英訳名】 The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 長谷川 吉 茂

【本店の所在の場所】 山形県山形市七日町三丁目1番2号

【電話番号】 山形(023)623局1221番(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 小屋 寛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目2番8号
株式会社山形銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3567局1868番(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 濑川 和芳

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社山形銀行 東京支店
(東京都中央区京橋二丁目2番8号)

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

① 経営環境

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、内外需の底堅さに支えられ、緩やかな回復基調が持続しました。

世界的なITサイクルの拡大一服などから輸出の増勢が鈍化するなか、国内では豪雨・地震等の自然災害が相次いだこともあり、企業の生産活動にはやや足踏み感が広がりました。しかしながら、企業収益は、販売価格の上昇による売上高の増加や、海外子会社からの配当増などもあって増加傾向で推移しました。好調な企業業績をうけて、設備投資は、人手不足を背景とした省力化・自動化への投資も含め増加が続きました。こうしたなか、個人消費は、猛暑や自然災害等により振れの大きい動きとなったものの、雇用・所得環境の着実な改善が続くなか、総じてみれば緩やかな持ち直しとなりました。一方、住宅投資は、供給過剰懸念から貸家着工が抑制されたことなどもあり、やや弱い動きとなりました。

当行グループ（当行及び連結子会社）の主要営業基盤である県内経済は、緩やかながら持ち直しの動きが続きました。

企業の生産活動は、主要産業である電子部品・デバイスを中心にやや伸び悩みの動きとなりましたが、総じてみれば底堅さを保って推移しました。設備投資は、更新ニーズの高まりや人手不足を背景とした省力化等への対応などから、緩やかに増加しました。一方、公共工事は、東北中央自動車道関連をはじめ複数の大型工事がみられたものの、全体としては前年並の水準にとどまりました。こうしたなか、住宅投資は、持ち家、貸家とともに増加傾向となりましたが、個人消費は、ガソリン等の商品価格上昇への警戒感もあり、総じてみれば横ばいの動きとなりました。

金融面をみると、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策の継続によるマイナス金利の影響から、金融機関が資金のやり取りを行うコール市場における無担保翌日物金利（短期金利）は、△0.07%から△0.03%で推移しました。10年物国債利回り（長期金利）については、おおむね0.02%から0.06%の低水準で推移していたものの、7月に日本銀行が、0%としている長期金利の誘導水準について0.2%程度の変動を許容する方針を示したことをうけ、期末にかけては0.13%まで上昇しました。円相場は、期初は1米ドル106円台の水準にありましたが、米国における利上げ政策継続をうけて円安傾向が徐々に強まり、期末にかけては113円台となりました。こうしたなか、日経平均株価は21,000円台から23,000円台でのもみあいが続きましたが、期末にかけては円安や米国株式市場の上昇をうけてバブル経済崩壊後の最高値に迫る24,000円台まで回復しました。

このような経営環境のもと、当行グループは、株主の皆さまはもとより、お客さまのご支援のもと、役職員一体となり一層の経営体質強化と業績向上努力を継続しました結果、当第2四半期連結累計期間における財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

② 財政状態

ア. 貸出金

貸出金については、当第2四半期連結累計期間中141億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆7,121億円となりました。住宅ローンを中心に個人向け貸出が増加した一方、大企業向け貸出および地方公共団体向けの貸出は減少しました。

イ. 有価証券

有価証券については、投資信託などの収益が見込まれる資産への投資を進めた結果、当第2四半期連結累計期間中412億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は7,742億円となりました。

ウ. 預金等（譲渡性預金含む）

預金ならびに譲渡性預金については、個人預金、法人預金は順調に推移したものの、公金預金が減少したことを中心として、当第2四半期連結累計期間中50億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆3,162億円となりました。また、預かり金融資産については、生命保険の販売が堅調に推移したことを主因に、全体では当第2四半期連結累計期間中37億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2,784億円となりました。

③ 経営成績

ア. 損益状況

経常収益は、資金運用収益の増加に加え、株式等売却益が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比20億10百万円增收の231億9百万円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加を主因に同19億55百万円増加し、194億97百万円となりました。この結果、経常利益は同55百万円増益の36億11百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は同1億17百万円減益の24億10百万円となりました。

イ. セグメント業績

銀行業では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比16億86百万円増加し、197億円となり、セグメント利益は同1億19百万円増加し、33億30百万円となりました。リース業では、経常収益は同4億5百万円増加し、29億65百万円となり、セグメント利益は同85百万円増加し、94百万円となりました。また、その他事業では、経常収益は同37百万円増加し、12億14百万円となり、セグメント利益は同9百万円増加し、3億20百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローについては、コールマネーの増加などから、139億円の収入（前第2四半期連結累計期間比259億円の収入増）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有価証券の取得による支出が有価証券の売却・償還による収入を上回ったことなどから、380億円の支出（同346億円の支出増）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローについては、配当金の支払いなどにより、5億円の支出（同0億円の支出増）となりました。

以上から、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結累計期間中247億円減少し、520億円となりました。

国内・国際別役務取引の状況

国内業務部門においては、役務取引等収益は前第2四半期連結累計期間に比べ53百万円増加し、38億81百万円となりました。役務取引等費用は同3億21百万円減少し、10億42百万円となりました。

国際業務部門においては、役務取引等収益は主に為替取引で構成されております。前第2四半期連結累計期間に比べ0百万円増加し、26百万円となりました。役務取引等費用は同0百万円減少し、13百万円となりました。

種類	期別	国内	国際	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,828	25	—	3,854
	当第2四半期連結累計期間	3,881	26	—	3,908
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	658	—	—	658
	当第2四半期連結累計期間	566	—	—	566
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	740	24	—	764
	当第2四半期連結累計期間	764	24	—	788
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	33	—	—	33
	当第2四半期連結累計期間	105	—	—	105
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	589	—	—	589
	当第2四半期連結累計期間	621	—	—	621
うち保護預り貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	50	—	—	50
	当第2四半期連結累計期間	48	—	—	48
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	191	0	—	192
	当第2四半期連結累計期間	192	0	—	193
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,364	13	—	1,378
	当第2四半期連結累計期間	1,042	13	—	1,055
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	163	8	—	171
	当第2四半期連結累計期間	164	7	—	172

(注) 1. 「国内」とは、国内店の円建取引、及び国内(連結)子会社の取引であります。

2. 「国際」とは、国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は「国際」に含めております。

(3) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更及び新たな定めはありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

研究開発活動については該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2018年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	11.52
2. 連結における自己資本の額	1,419
3. リスク・アセットの額	12,312
4. 連結総所要自己資本額	492

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2018年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	11.09
2. 単体における自己資本の額	1,348
3. リスク・アセットの額	12,150
4. 単体総所要自己資本額	486

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34	33
危険債権	116	127
要管理債権	49	54
正常債権	17,057	17,281

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

(5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,480	4.52
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	1,438	4.40
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,212	3.71
両羽協和株式会社	山形県山形市東原町三丁目9番2号	1,209	3.70
山形銀行従業員持株会	山形県山形市七日町三丁目1番2号	904	2.76
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	710	2.17
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	708	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	638	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	582	1.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	441	1.35
計	—	9,326	28.53

(注) 当行は、自己株式1,318千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.87%）を保有しておりますが、上記には記載しておりません。なお、自己株式には、「役員報酬BIP信託」導入において設定した日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）所有の当行株式88千株を含んでおりません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)	—	—
	普通株式 1,318,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,527,600	325,276	—
	普通株式 154,300	—	1 単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	34,000,000	—	—
総株主の議決権	—	325,276	—

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社山形銀行	山形市七日町三丁目 1番2号	1,318,100	—	1,318,100	3.87
計	—	1,318,100	—	1,318,100	3.87

(注) 役員報酬BIP信託が保有する当行株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
なお、新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となっております。

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
経常収益	21,098	23,109
資金運用収益	12,283	12,466
(うち貸出金利息)	8,840	8,819
(うち有価証券利息配当金)	3,321	3,562
役務取引等収益	3,854	3,908
その他業務収益	3,559	4,076
その他経常収益	※1 1,401	※1 2,657
経常費用	17,542	19,497
資金調達費用	1,124	1,211
(うち預金利息)	402	374
役務取引等費用	1,378	1,055
その他業務費用	3,333	4,087
営業経費	※2 10,930	※2 10,834
その他経常費用	※3 775	※3 2,308
経常利益	3,556	3,611
特別利益	0	8
固定資産処分益	0	8
その他の特別利益	0	—
特別損失	75	57
固定資産処分損	2	57
減損損失	※4 72	—
税金等調整前中間純利益	3,480	3,562
法人税、住民税及び事業税	1,114	1,238
法人税等調整額	△160	△92
法人税等合計	953	1,145
中間純利益	2,526	2,416
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失（△）	△1	5
親会社株主に帰属する中間純利益	2,528	2,410

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
中間純利益	2,526	2,416
その他の包括利益	1,392	△170
その他有価証券評価差額金	1,002	△442
繰延ヘッジ損益	384	332
退職給付に係る調整額	5	△60
中間包括利益	3,919	2,246
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,920	2,240
非支配株主に係る中間包括利益	△1	5

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△571	△571
自己株式の取得による支出	△3	△1
自己株式の売却による収入	3	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△571	△573
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1	△1
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△15,946	△24,713
現金及び現金同等物の期首残高	149,420	76,764
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 133,474	※1 52,051

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

山銀リース株式会社
山銀保証サービス株式会社
やまぎんカードサービス株式会社
やまぎんキャピタル株式会社
山銀システムサービス株式会社
木の実管財株式会社

(連結の範囲の変更)

当中間連結会計期間から山銀ビジネスサービス株式会社は合併により除外しております。

(2) 非連結子会社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

会社名

やまがた地域成長ファンド投資事業有限責任組合
山形創生ファンド投資事業有限責任組合
やまがた地域成長ファンドⅡ号投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：2～50年

その他：2～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

(11) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見積額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(ア) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックスおよび一定の金利改定期間ごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしており、これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(18) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を導入しております。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

なお、業績達成度の算出上の分母である「評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体実質業務純益の目標値」につきましては、当事業年度は5,284百万円となっております。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における帳簿価額は187百万円（前連結会計年度末は187百万円）であります。
- (3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は88千株（前連結会計年度末は88千株）であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
出資金	939百万円	1,407百万円

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
	62,497百万円	54,384百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	1,701百万円	1,400百万円
延滞債権額	14,222百万円	14,318百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	30百万円	30百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,953百万円	5,425百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
合計額	20,908百万円	21,174百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に处分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
	7,184百万円	5,462百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
担保に供している資産		

有価証券 157,288百万円 155,613百万円

担保資産に対応する債務

預金 12,871百万円 3,310百万円

債券貸借取引受入担保金 26,536百万円 25,512百万円

借用金 50,811百万円 11,432百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
有価証券	16,744百万円	4,653百万円

また、その他資産には保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
保証金	284百万円	280百万円
中央清算機関差入証拠金	15,000百万円	25,000百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	573,831百万円	571,896百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	549,919百万円	553,195百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずし

も当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出する方法と、同法第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価を併用。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3,734百万円	3,663百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
減価償却累計額	25,479百万円	25,279百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
	9,287百万円	9,667百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却益	1,162百万円	2,444百万円

※2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
給料・手当	4,991百万円	4,987百万円
業務委託費	1,138百万円	996百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金繰入額	360百万円	1,687百万円

※4. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した以下の営業用資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

稼働資産

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
主な用途	営業店舗 1か所	—
種類	土地	—
減損損失額	72百万円	—
場所	山形県内	—

営業用店舗については、営業店ごと（ただし連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）に継続的な収支の把握を行っていることから各店舗を、遊休資産については各資産をグルーピングの最小単位としております。本部、事務センター、社宅、寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、資産の重要性を勘案し、主として「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」等に基づき算定しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	170,000	—	—	170,000	
合計	170,000	—	—	170,000	
自己株式					
普通株式	7,022	6	8	7,020	(注) 1、2、3
合計	7,022	6	8	7,020	

(注) 1. 当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が442千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加6千株は、単元未満株式の買取による増加6千株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少8千株は、役員報酬BIP信託が保有する当行株式の交付による減少7千株及び単元未満株式の買増請求に応じたことによる減少0千株であります。

2. 配当に関する事項

（1）当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年5月12日 取締役会	普通株式	571	3.50	2017年3月31日	2017年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年11月10日 取締役会	普通株式	571	利益剰余金	3.50	2017年9月30日	2017年12月6日

(注) 1. 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2. 1株当たりの配当額については、基準日が2017年9月30日であるため、2017年10月1日付の株式併合を加味しておりません。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	34,000	—	—	34,000	
合計	34,000	—	—	34,000	
自己株式					
普通株式	1,406	0	—	1,406	(注) 2、3
合計	1,406	0	—	1,406	

(注) 1. 2017年10月1日付で5株を1株に株式併合しております。

2. 当中間連結会計期間末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式が88千株含まれております。

3. 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	571	17.50	2018年3月31日	2018年6月4日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	571	利益剰余金	17.50	2018年9月30日	2018年12月6日

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金預け金勘定	137,302百万円	60,497百万円
当座預け金	△92百万円	△83百万円
普通預け金	△447百万円	△155百万円
定期預け金	△3,000百万円	△8,000百万円
ゆうちょ預け金	△280百万円	△199百万円
その他	△7百万円	△7百万円
現金及び現金同等物	133,474百万円	52,051百万円

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、車両及び電子計算機の一部であります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
リース料債権部分	13,627百万円	14,308百万円
見積残存価額部分	873百万円	910百万円
受取利息相当額	△1,897百万円	△1,841百万円
リース投資資産	12,603百万円	13,378百万円

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日（連結決算日）後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1年以内	4,103	4,223
1年超2年以内	3,376	3,467
2年超3年以内	2,541	2,639
3年超4年以内	1,715	1,837
4年超5年以内	953	1,034
5年超	936	1,105

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（（注2）参照）。また、重要性が乏しいと思われる科目については表記を省略しております。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	82,343	82,343	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,287	9,402	114
その他有価証券	713,214	713,214	—
(3) 貸出金	1,726,334		
貸倒引当金（※1）	△7,133		
	1,719,201	1,738,863	19,661
資産計	2,524,046	2,543,822	19,775
(1) 預金	2,206,819	2,206,872	53
(2) 譲渡性預金	114,497	114,497	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	26,536	26,536	—
(4) 借用金	54,245	54,265	19
(5) 新株予約権付社債	10,624	10,641	17
負債計	2,412,722	2,412,812	90
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(3,146)	(3,146)	—
デリバティブ取引計	(3,135)	(3,135)	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,497	60,497	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,667	9,777	110
その他有価証券	752,291	752,291	—
(3) 貸出金	1,712,158		
貸倒引当金（※1）	△7,552		
	1,704,605	1,721,304	16,698
資産計	2,527,062	2,543,871	16,808
(1) 預金	2,173,782	2,173,830	48
(2) 謙渡性預金	142,446	142,446	—
(3) コールマネー及び売渡手形	70,000	70,000	—
(4) 債券貸取引受入担保金	25,512	25,512	—
(5) 借用金	15,844	15,866	22
(6) 新株予約権付社債	11,357	11,178	△178
負債計	2,438,942	2,438,835	△107
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	102	102	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,809)	(2,809)	—
デリバティブ取引計	(2,706)	(2,706)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が1年以内と短期であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。
投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、債券額面金額および利息の合計を同様の新規私募債を引受けした場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 謙渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（概ね1ヶ月以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借用金

借用金については、借用金の種類及び内部格付、期間（残存期間または金利の更改期間）に基づく区分ごとに、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)		
区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
① 非上場株式（※1）（※2）	1,590	1,489
② その他（※3）	8,903	10,797
合計	10,493	12,287

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(※3) その他については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1. 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,604	8,722	117
	その他	—	—	—
	小計	8,604	8,722	117
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	683	679	△3
	その他	—	—	—
	小計	683	679	△3
合計		9,287	9,402	114

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えるも の	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	9,078	9,191	113
	その他	—	—	—
	小計	9,078	9,191	113
時価が中間連結貸借対 照表計上額を超えない もの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	589	585	△3
	その他	—	—	—
	小計	589	585	△3
合計		9,667	9,777	110

2. その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	37,224	18,301	18,923
	債券	435,108	425,879	9,229
	国債	225,951	220,839	5,111
	地方債	124,962	121,627	3,335
	短期社債	—	—	—
	社債	84,194	83,411	782
	その他	58,067	56,340	1,727
	外国債券	29,927	29,716	211
	その他	28,139	26,624	1,515
	小計	530,400	500,520	29,879
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	3,596	3,924	△328
	債券	73,552	74,026	△473
	国債	33,554	33,938	△384
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	39,998	40,087	△88
	その他	106,078	108,430	△2,352
	外国債券	49,063	49,939	△875
	その他	57,014	58,491	△1,476
	小計	183,227	186,381	△3,153
	合計	713,628	686,902	26,725

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	37,356	17,566	19,789
	債券	420,296	412,809	7,486
	国債	233,012	229,050	3,961
	地方債	124,780	121,863	2,916
	短期社債	—	—	—
	社債	62,503	61,895	608
	その他	57,086	54,703	2,382
	外国債券	12,399	12,338	61
	その他	44,687	42,365	2,321
	小計	514,739	485,079	29,659
中間連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの	株式	3,027	3,317	△289
	債券	106,611	107,597	△986
	国債	37,939	38,764	△824
	地方債	8,986	9,000	△13
	短期社債	—	—	—
	社債	59,685	59,833	△147
	その他	132,411	134,663	△2,251
	外国債券	69,361	70,337	△976
	その他	63,050	64,326	△1,275
	小計	242,051	245,578	△3,527
	合計	756,790	730,658	26,131

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当中間連結会計期間末日の時価が取得価額に比較して50%以上下落している場合、及び30%以上50%未満の下落率の場合で発行会社の業況や過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	26,725
その他有価証券	26,725
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	8,071
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,654
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	18,654

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	26,090
その他有価証券	26,090
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	7,878
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,211
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	18,211

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—
	受入固定・支払変動	—	—	—	—
	受入変動・支払固定	40,000	30,000	300	294
	受入変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他		—	—	—	—
売建		—	—	—	—
買建		—	—	—	—
合計		—	—	300	294

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	売建	6,651	—	10	10
	買建	6,310	—	0	0
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
	売建	12,112	—	△211	△211
	買建	1,244	—	13	13
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△197	△197

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株価指数先物 売建	506	—	—	—
	買建		—	—	—
	株価指数オプション 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭オプション 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭指數等スワップ 株価指數変化率受取・短期変動金利支払 短期変動金利受取・株価指數変化率支払 その他 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、大阪取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金等	—	—	—
	受取固定・支払変動		67,753	65,753	△3,143
	受取変動・支払固定		—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		10,000	—	(注) 3
合計		—	—	—	△3,143

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされる貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、預金等	—	—	—
	受取固定・支払変動		43,668	43,668	△2,669
	受取変動・支払固定		—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		—	—	—
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
計		—	—	—	△2,669

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建コールローン、外貨建コールマネー等	7,128	2,519	△3
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ		—	—	—
	為替予約		—	—	—
合計		—	—	—	△3

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建コールローン等	5,965	1,511	△140
	為替予約		—	—	—
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ		—	—	—
	為替予約		—	—	—
合計		—	—	—	△140

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 結合企業企業の名称：株式会社山形銀行

事業の内容：銀行業

② 被結合企業

企業の名称：山銀ビジネスサービス株式会社

事業の内容：銀行業務にかかる事務代行業

(2) 企業結合日

2018年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

当行を存続会社、山銀ビジネスサービス株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社山形銀行

(5) その他取引の概要に関する事項

当行グループにおける経営効率化および経営資源の有効活用を目的として、完全子会社である山銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
期首残高	123百万円	134百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	10百万円	一千万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
見積りの変更による増加額	一千万円	114百万円
資産除去債務の履行による減少額	0百万円	一千万円
期末残高	134百万円	249百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行および連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。したがって、当行グループの事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務および為替業務等を行っております。

「リース業」は連結子会社の山銀リース株式会社においてリース業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	17,919	2,502	20,422	695	21,117	△19	21,098
セグメント間の内部 経常収益	94	56	151	482	633	△633	—
計	18,014	2,559	20,573	1,177	21,751	△652	21,098
セグメント利益	3,210	9	3,220	311	3,531	25	3,556
セグメント資産	2,616,406	15,960	2,632,366	12,304	2,644,671	△17,829	2,626,842
セグメント負債	2,465,398	12,554	2,477,952	8,151	2,486,103	△16,122	2,469,980
その他の項目							
減価償却費	534	7	542	1	543	—	543
資金運用収益	12,289	0	12,289	41	12,330	△47	12,283
資金調達費用	1,114	32	1,147	15	1,162	△37	1,124
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	949	28	977	—	977	—	977

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行、信用保証、データ処理、クレジットカード及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
- (1)外部顧客に対する経常収益の調整額△19百万円は、「リース業」及び「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。
- (2)セグメント利益の調整額25百万円、セグメント資産の調整額△17,829百万円、セグメント負債の調整額△16,122百万円、資金運用収益の調整額△47百万円及び資金調達費用の調整額△37百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	19,526	2,908	22,435	727	23,162	△53	23,109
セグメント間の内部 経常収益	174	56	231	487	718	△718	—
計	19,700	2,965	22,666	1,214	23,880	△771	23,109
セグメント利益	3,330	94	3,424	320	3,745	△133	3,611
セグメント資産	2,627,715	17,587	2,645,302	12,559	2,657,862	△18,222	2,639,640
セグメント負債	2,474,855	14,122	2,488,977	8,064	2,497,041	△16,517	2,480,524
その他の項目							
減価償却費	681	7	688	1	690	—	690
資金運用収益	12,559	0	12,559	39	12,598	△132	12,466
資金調達費用	1,201	31	1,232	15	1,247	△36	1,211
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	828	13	842	1	843	—	843

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、調整額につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務代行、信用保証、データ処理、クレジットカード及びベンチャーキャピタル業等を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
 - (1)外部顧客に対する経常収益の調整額△53百万円は、「リース業」及び「その他」の貸倒引当金繰入額の調整であります。
 - (2)セグメント利益の調整額△133百万円、セグメント資産の調整額△18,222百万円、セグメント負債の調整額△16,517百万円、資金運用収益の調整額△132百万円及び資金調達費用の調整額△36百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,146	5,506	2,478	3,967	21,098

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,035	7,182	2,862	4,028	23,109

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	72	—	72	—	72

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1株当たり純資産額	4,825円85銭	4,877円07銭

- (注) 1. 役員報酬BIP信託が保有する当行株式を(中間)連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	77.56	73.96
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,528	2,410
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,528	2,410
普通株式の期中平均株式数	千株	32,595	32,593
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	69.19	65.96
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	3,944	3,952
うち新株予約権付社債	千株	3,944	3,952
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要		—	—

- (注) 1. 役員報酬BIP信託が保有する当行株式を中間連結財務諸表において自己株式として計上しております。当該信託が保有する当行株式は、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり中間純利益および潜在株式調整後1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中期会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
現金預け金	82,337	60,492
コールローン	1,339	5,381
買入金銭債権	5,339	6,124
商品有価証券	4	3
有価証券	※1,※2,※8,※10 733,811	※1,※2,※8,※10 775,050
貸出金	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,735,529	※3,※4,※5,※6,※7,※9 1,721,537
外国為替	941	899
その他資産	19,252	29,519
その他の資産	※8 19,252	※8 29,519
有形固定資産	14,752	14,405
無形固定資産	1,965	2,276
前払年金費用	1,089	1,304
支払承諾見返	16,582	17,298
貸倒引当金	△6,839	△7,296
資産の部合計	2,606,108	2,626,998
負債の部		
預金	※8 2,209,410	※8 2,176,758
譲渡性預金	117,797	145,896
コールマネー	7,968	70,000
債券貸借取引受入担保金	※8 26,536	※8 25,512
借用金	※8 50,863	※8 11,484
外国為替	32	104
新株予約権付社債	10,624	11,357
その他負債	9,959	10,796
未払法人税等	769	929
リース債務	41	31
資産除去債務	134	249
その他の負債	9,013	9,587
役員賞与引当金	25	12
株式報酬引当金	45	61
睡眠預金払戻損失引当金	143	155
偶発損失引当金	301	248
繰延税金負債	3,948	3,890
再評価に係る繰延税金負債	1,308	1,277
支払承諾	16,582	17,298
負債の部合計	2,455,545	2,474,855

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部		
資本金	12,008	12,008
資本剰余金	4,932	4,932
資本準備金	4,932	4,932
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	119,179	120,942
利益準備金	7,076	7,076
その他利益剰余金	112,103	113,866
別途積立金	106,520	109,520
繰越利益剰余金	5,583	4,346
自己株式	△3,176	△3,177
株主資本合計	132,944	134,706
その他有価証券評価差額金	18,638	18,195
繰延ヘッジ損益	△2,184	△1,852
土地再評価差額金	1,164	1,093
評価・換算差額等合計	17,618	17,436
純資産の部合計	150,562	152,143
負債及び純資産の部合計	2,606,108	2,626,998

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
経常収益	18,014	19,700
資金運用収益	12,289	12,559
(うち貸出金利息)	8,839	8,820
(うち有価証券利息配当金)	3,330	3,657
役務取引等収益	3,354	3,388
その他業務収益	972	1,098
その他経常収益	※1 1,397	※1 2,654
経常費用	14,803	16,370
資金調達費用	1,114	1,201
(うち預金利息)	403	374
役務取引等費用	1,698	1,417
その他業務費用	964	1,397
営業経費	※2 10,286	※2 10,161
その他経常費用	※3 739	※3 2,192
経常利益	3,210	3,330
特別利益	0	17
特別損失	75	57
税引前中間純利益	3,135	3,289
法人税、住民税及び事業税	982	1,067
法人税等調整額	△111	△42
法人税等合計	870	1,025
中間純利益	2,264	2,264

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剩余金			利益剩余金			
		資本準備金	その他資本剩 余金	資本剩余金合 計	利益準備金	その他利益剩余 金	別途積立金	繰越利益剩余 金
当期首残高	12,008	4,932	—	4,932	7,076	103,020	5,928	116,024
当中間期変動額								
剰余金の配当							△571	△571
中間純利益							2,264	2,264
別途積立金の積立						3,500	△3,500	—
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
土地再評価差額金の取崩							23	23
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	0	0	—	3,500	△1,783	1,716
当中間期末残高	12,008	4,932	0	4,932	7,076	106,520	4,144	117,740

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,171	129,794	18,810	△2,578	1,188	17,419	147,214
当中間期変動額							
剰余金の配当		△571					△571
中間純利益		2,264					2,264
別途積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	3	3					3
土地再評価差額金の取崩		23					23
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			1,000	384	△23	1,361	1,361
当中間期変動額合計	0	1,716	1,000	384	△23	1,361	3,077
当中間期末残高	△3,171	131,510	19,810	△2,194	1,164	18,780	150,291

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,008	4,932	0	4,932	7,076	106,520	5,583	119,179
当中間期変動額								
剩余金の配当							△571	△571
中間純利益							2,264	2,264
別途積立金の積立						3,000	△3,000	—
自己株式の取得								
自己株式の処分								
土地再評価差額金の取崩							71	71
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	3,000	△1,236	1,763
当中間期末残高	12,008	4,932	0	4,932	7,076	109,520	4,346	120,942

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,176	132,944	18,638	△2,184	1,164	17,618	150,562
当中間期変動額							
剩余金の配当		△571					△571
中間純利益		2,264					2,264
別途積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分							—
土地再評価差額金の取崩		71					71
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			△442	332	△71	△181	△181
当中間期変動額合計	△1	1,762	△442	332	△71	△181	1,580
当中間期末残高	△3,177	134,706	18,195	△1,852	1,093	17,436	152,143

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：2年～50年

その他：2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により

按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員報酬BIP信託による当行株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶發損失引当金

偶發損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への将来の負担金の支払いに備えるため、負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(ア) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間にごとにグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があると見なしております。これをもって有効性の判定に代えております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップ等の特例処理を行っております。

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(役員向け株式報酬制度)

当行は、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、取締役を対象に、信託の仕組みを活用して当行株式を交付等する役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託を導入しております。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役に対し各事業年度の業績達成度及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及び当行株式の換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

なお、業績達成度の算出上の分母である「評価対象事業年度期初に経営計画で定める単体実質業務純益の目標値」につきましては、当事業年度は5,284百万円となっております。

2. 信託が保有する自社の株式に関する事項

(1) 信託が保有する自社の株式は、信託における帳簿価額により株主資本において自己株式として計上しております。

(2) 信託における帳簿価額は187百万円(前事業年度末は187百万円)であります。

(3) 信託が保有する自社の株式の期末株式数は88千株(前事業年度末は88千株)であります。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
株式	852百万円	842百万円
出資金	939百万円	1,404百万円

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券が「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
62,497百万円	54,384百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	1,668百万円	1,353百万円
延滞債権額	14,150百万円	14,245百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じていて貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	一千万円	一千万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
貸出条件緩和債権額	4,949百万円	5,422百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
合計額	20,768百万円	21,021百万円

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外國為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
7,184百万円	5,462百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
担保に供している資産	
有価証券	157,288百万円
担保資産に対応する債務	
預金	12,871百万円
債券貸借取引受入担保金	26,536百万円
借用金	50,811百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。	3,310百万円
有価証券	25,512百万円
11,432百万円	
また、その他の資産には保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。	
前事業年度 (2018年3月31日)	4,653百万円
有価証券	
保証金	283百万円
中央清算機関差入証拠金	15,000百万円
279百万円	
25,000百万円	

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	559,814百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	535,902百万円
	558,548百万円
	539,846百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
9,287百万円	9,667百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却益	1,162百万円	2,444百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
有形固定資産	336百万円	444百万円
無形固定資産	198百万円	237百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金繰入額	390百万円	1,630百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2018年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式852百万円、投資事業組合出資金939百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(2018年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式842百万円、投資事業組合出資金1,404百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(企業結合等関係)

中間連結財務諸表の注記事項(企業結合等関係)における記載内容と同一であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2018年11月9日開催の取締役会において、第207期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 571百万円

1株当たりの中間配当金 17円50銭

(注) 中間配当金額には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式に対する配当金1百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月20日

株式会社 山形銀行
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 崎 謙 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月20日

株式会社 山形銀行

取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 崎 謙 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社山形銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第207期事業年度の中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社山形銀行の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2018年11月20日

【会社名】

株式会社山形銀行

【英訳名】

The Yamagata Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】

取締役頭取 長谷川 吉 茂

【最高財務責任者の役職氏名】

—

【本店の所在の場所】

山形県山形市七日町三丁目1番2号

【縦覧に供する場所】

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社山形銀行 東京支店

(東京都中央区京橋二丁目2番8号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取長谷川吉茂は、当行の第207期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

